

各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱

(平成18年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市耐震改修促進計画に基づき、建築物等の耐震診断の実施及び耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進することを目的として、各務原市の区域内に存する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対し必要な経費の一部を助成するため、市が予算の範囲内で各務原市建築物等耐震化促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅 旧基準建築物で、木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。
- (3) マンション 旧基準建築物で、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。ただし、次号の分譲マンションを除く。
- (4) 分譲マンション 旧基準建築物で、大部分が人の居住の用に供する区分所有である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1号に定める建築物であって旧基準建築物であるものをいう。
- (6) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により岐阜県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条に定める建築物をい

う。

(8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に定める建築物であつて旧基準建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。）をいう。

(9) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成13年11月1日施行)に基づき、岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

(助成金交付対象事業等)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）並びに助成金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、岐阜県及び市が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金等を受けている事業（岐阜県住宅リフォームローン利子補給制度を受けている事業を除く。）を除くものとする。

(助成金交付対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、市税を滞納していないものとする。

(1) 分譲マンションにあつては、当該分譲マンションを管理する団体（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいい、同法第47条第1項に規定する法人を含む。以下「管理団体」という。）

(2) 分譲マンション以外の建築物にあつては、当該建築物の所有者（所有者が死亡している場合にあつては、当該所有者の2親等以内の親族）

(3) 建築物（賃貸されている一戸建て住宅に限る。）の賃借人（助成対象事業を行うことにつき、前号に規定する者の同意を得ている者に限る。）

(4) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付の対象としない。

(1) 各務原市補助金交付規則第3条の3各号のいずれかに該当する者

(2) 区分所有者のいずれかが市税を滞納している分譲マンションの管理団体

第5条 削除

(実施計画書及び実施承諾書)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1の部に掲げる事業（以下「耐震診断事業」という。）にあつては耐震診断事業実施計画書（様式第1号）に、同表2の部に掲げる事業（以下「耐震改修計画策定事業」

という。)にあっては耐震改修計画策定事業実施計画書(様式第2号)に、同表3の部及び4の部に掲げる事業(次項、第8条、第9条、第10条、第11条第1項及び第13条第2項において「耐震改修工事」という。)にあっては耐震改修工事実施計画書(様式第2号の2)に、関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ当該事業の実施承諾を得なければならない。

- 2 市長は、前項による申請がこの要綱に適合していると認めた場合は、耐震診断事業にあっては耐震診断事業実施承諾書(様式第3号)を、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業実施承諾書(様式第3号の2)を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事実施承諾書(様式第4号)を、速やかに申請者に交付するものとする。

(実施計画の変更等)

- 第7条 前条の規定により承諾を得た者(以下「助成対象者」という。)が、当該事業の内容を変更又は中止しようとするときは、事業計画変更・中止届書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更の届書がこの要綱に適合していると認めた場合は、速やかに事業計画変更承諾書(様式第6号)を、当該届書を提出した者に交付するものとする。

(完了報告及び助成金交付申請)

- 第8条 助成対象者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに耐震診断事業にあっては耐震診断事業完了報告書(様式第7号)及び耐震診断助成金交付申請書(様式第8号)を、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業完了報告書(様式第8号の2)及び耐震改修計画策定助成金交付申請書(様式第8号の3)を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事完了報告書(様式第9号)及び耐震改修工事助成金交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

- 第9条 市長は、前条に規定する報告書及び申請書の提出があった場合、速やかに審査し助成金の交付を適当と認めたときは、耐震診断事業にあっては耐震診断事業助成金交付決定通知書(様式第11号)により、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定助成金交付決定通知書(様式第11号の2)により、耐震改修工事

にあつては耐震改修工事助成金交付決定通知書（様式第 1 2 号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 1 0 条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、耐震診断事業においては耐震診断事業助成金交付請求書（様式第 1 3 号）に、耐震改修計画策定事業にあつては耐震改修計画策定事業助成金交付請求書（様式第 1 3 号の 2）に、耐震改修工事にあつては耐震改修工事助成金交付請求書（様式第 1 4 号）に前項の交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（代理受領）

第 1 1 条 助成対象者は、助成対象事業を請け負った事業者又は耐震改修工事に係る工事監理を行った者（次項において「事業者等」という。）に助成金を受領させることができる。

2 助成対象者は、前項の規定により事業者等に助成金を受領させようとするときは、第 8 条の規定による完了報告及び交付の申請の際、代理受領申出書（様式第 1 5 号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第 1 2 条 市長は、助成金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を当該助成対象者に対して命ずることができる。

（1）この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

（2）助成金交付の条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正の行為があつたとき。

（耐震改修後の維持管理等）

第 1 3 条 助成対象者は、当該建築物の耐震性が維持されるよう適切に維持管理しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間は、耐震改修工事を行った部分の改造等を行わないものとする。ただし、建築物の維持管理上必要な改造等で市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

（書類の保管）

第 1 4 条 助成対象者は、この事業における収支に関する帳簿を備え、領収書等関係

書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(検査等)

第 15 条 市長は、当該助成対象者に対して事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実施する建築物等について適用する。

(各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱及び各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱 (平成 14 年 3 月 29 日決裁)

(2) 各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱 (平成 16 年 4 月 1 日決裁)

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する別表 3 の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項要件の欄第 2 号に規定する上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅で、改修後の評点が 1.0 以上となる耐震改修工事に係る助成金の額については、同項助成金の額の欄第 1 号の規定にかかわらず、助成対象経費 (工事監理に係る費用を除く。) に 10 分の 9 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は 150 万円とする。) とする。この場合において、同項助成対象経費の欄に規定する限度額は、適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定の適用を受ける場合であって、利子補給制度 (独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。) を利用するときの助成金の額は、同項に規定する助成金の額から、別表 3 の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項助成金の額の欄第 1 号イにより算定した額を減じた額とする。

附 則 (平成 18 年 6 月 30 日決裁)

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定

は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施する建築物等について適用する。

附 則（平成２０年４月１日決裁）

- 1 この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に岐阜県木造住宅耐震診断マニュアルによる耐震診断を受け、建物評点が２点以下と判定された木造住宅については、前項の規定にかかわらず、新要綱第３条第３号の交付対象事業とみなす。

附 則（平成２１年３月３０日決裁）

- 1 この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成２２年８月３０日決裁）

- 1 この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２４年２月１日決裁）

- 1 この要綱は、平成２４年２月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例

による。

附 則（平成２５年３月２５日決裁）

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２５年５月３０日決裁）

- 1 この要綱は、平成２５年６月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２６年４月１日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２８年４月１日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月３１日決裁）

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和２年４月１日決裁）

- この要綱は、決裁の日から施行する。
- 改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施するものについて適用し、同日前に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月２９日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年８月１９日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日決裁）

- この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- 改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施するものについて適用し、同日前に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和８年７月１日決裁）

- この要綱は、決裁の日から施行する。
- 改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事業の実施の承諾の申請を行う者について適用し、同日前に事業の実施の承諾の申請を行った者については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

助成対象事業			助成対象経費	助成金の額
区分	対象建築物	要件		
1	要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物 以 外 の 建 築 物	(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)の別添の指針(以下	(1) 一戸建て住宅は1戸当たり204,000円を限度とする(消費税及び地方消費税を	助成対象経費の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

			「指針」という。)に基づく耐震診断であること。 (2)分譲マンションにあっては、対象建築物の管理団体が行う事業であること。 (3)分譲マンション以外の建築物にあっては、第4条第1項に規定する者(以下「所有者等」という。)が行う事業であること。 (4)耐震診断の結果について、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の「耐震評価委員会」又は岐阜県知事の認めた専門機関(以下「専門機関等」という。)に諮られたものであること(特定建築物に限る。))。	含めない。次号において同じ。))。 (2)一戸建て住宅以外の建築物は次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,350,000円を限度として加算することができる。 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分4,580円／㎡以内 イ 延べ面積1,000㎡を超	
	建築物耐震診断事業				

				えて2, 0 0 0 m^2 以 内 の 部 分 2, 3 5 0 円 / m^2 以内 ウ 延 べ 面積2, 0 0 0 m^2 を 超 える 部 分 1, 5 7 0 円 / m^2 以内	
		安全計画 確認記載 建築物の (国耐震 策緊急事 業補助金 を活用し 場合に 限る。)	(1) 指針に基づく耐震診断であること。 (2) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。 (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項第1号又は第2号に規定する者による耐震診断であること。 (4) 耐震診断の結果が専門機関等に諮られたものであること。	(1) 次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする(消費税及び地方消費税を含む。以下この号及び次号において同じ。) ア 延 べ 面積1, 0 0 0 m^2 以 内 の 部 分 4, 5 8 0 円 / m^2 以内 イ 延 べ 面積1, 0 0 0 m^2 を 超 えて2, 0 0 0	助成対象経費以内とする。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第23条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

				m^2 以内 の部分 2, 3 5 0 円 / m^2 以内 ウ 延 べ 面積 2, 0 0 0 m^2 を 超 え る 部 分 1, 5 7 0 円 / m^2 以内 (2) 上記のほ か、設計図 書の復元、 第三者機 関の判定 等の通常 の耐震診 断に要す る費用以 外の費用 を要する 場合は、 2, 3 5 0, 0 0 0 円を限度 として加 算するこ とができ る。	
2	特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定	特定建築物(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物を	(1) 対象建築物の所有者等が行う事業であること。 (2) 指針に基づく耐震診断の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規	次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする(消費税及び地方消費税を含めない。) (1) 延べ面積 1, 0 0 0 m^2 以内の 部分	助成対象経費の9分の4以内とし、1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てる。

		除く。)及び緊急輸送道路沿道建築物	定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全基準」という。)に適合しない場合にあっては、安全基準に適合するための計画の策定であること。	3,110円/m ² 以内 (2)延べ面積1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の部分1,330円/m ² 以内 (3)延べ面積2,000m ² を超える部分890円/m ² 以内	
		要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物	(3)建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士により策定される耐震化のための計画であること。 (4)計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること(建替えの場合を除く。))。		助成対象経費の6分の5以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
3	住宅耐震改修工事	木造住宅	(1)対象建築物の所有者等が行う事業であること。 (2)相談士が「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」に基づき実施する耐震診断の結果、上部構	当該耐震改修工事に係る工事費(工事監理に係る費用を含み、消費税及び地方消費税を含まない。)とし、1戸当たり1,200,000円を限度とする。	(1)評点が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事の場合次に掲げる額の合計額。ただし、利子補給制度を利用する場合には、アに定める額 ア 助成対象経費に2

		造評点（以下この項において「評点」という。）が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事又は評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事であること。 （3）改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事の場合にあつては、地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。 （4）相談士が耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。	分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は60万円とする。） イ 助成対象経費（工事監理に係る費用を除く。）に5分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は575,000円とする。）。この場合において、助成対象経費の欄に規定する限度額は、適用しない。 （2）評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事の場合次に掲げる額の合計額 ア 助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は60万円とする。） イ 助成対象経費に1,000分の115を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は24万円とする。）。この場合において、助成対象経費の欄に規定する限度額は、適用しない。
分譲マンション	（1）対象建築物の管理団体が行う事業である	延べ面積に1㎡当たり51,700円を乗	助成対象経費に0.23を乗じて得た額の10分の7以内の額とし、

			こと。 (2) 指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合に、安全基準に適合するための耐震改修工事であること。 (3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士により実施される耐震改修工事であること。 (4) 耐震改修促進法第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。 (5) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)第6の二のロに規定する効果促進事業による社会資本整備総合交付金を活用できること。	じて得た額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、1㎡当たり86,400円を限度とする(消費税及び地方消費税を含めない。)	1,000円未満の端数は切り捨てる。
4	特定建築物等耐震改修工事、建	特定建築物(要安全確認計画記載建	(1) 指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合で、安全基準	延べ面積に1㎡当たり57,000円(マンションにあっては51,70	助成対象経費に0.23を乗じて得た額以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

	替え又は除却	建築物、要緊急安全確認大規模建築物（地域防災拠点等建築物に該当するものに限る。）又は緊急輸送道沿道建築物を除く。） 要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物（地域防災拠点等建築物に該当するものに限る。）又は緊急輸送道沿道建築物	に適合するために行う耐震改修工事、建替え又は除却であること。 （２）建築士法第２条第２項に規定する一級建築士により実施される耐震改修工事、建替え又は除却であること。 （３）耐震改修工事にあつては、改修計画が専門機関等に諮られたものであること。 （４）特定建築物又は緊急輸送道沿道建築物にあつては、対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事であること（次号に該当するものを除く。）。 （５）要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物にあつては、対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事、建替え又は除却であること。	０円）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は、１㎡当たり９３，３００円（マンションにあつては８６，４００円）を限度とする（消費税及び地方消費税を含めない。）。	助成対象経費の３分の２以内の額とし、１，０００円未満の端数は切り捨てる。
--	---------------	---	---	---	---

備考 この表において「地域防災拠点等建築物」とは、地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして、地域防災計画に位置づけられている建築物又は地方公共団体と協定等を締結している建築物をいう。